

広報とやま 平成28年(2016年)2月5日号掲載

くらしの情報あれこれ マイナンバー制度に便乗した不審な訪問やメールに注意!!

相談事例

<事例①>

行政機関の職員を名乗る人物が自宅を訪問し、「マイナンバー制度導入に伴う調査」として資産や保険の契約状況などを聞かれた。

<事例②>

個人のメールアドレス宛に、「あなたのマイナンバーが漏えいし、個人情報が拡散している。このままでは信用情報に傷がつき、ローンを組めなくなってしまう。」というメールが届いた。



注意点

- ・マイナンバーの通知や利用手続きで、国や自治体の職員が家族構成や資産・年金・保険の状況などを聞くことはありません。
- ・マイナンバーの関連であることをかたった件名のメールが送られてきても、安易にメールを開封しないでください。また、記載されているリンク先にアクセスしたり、相手に連絡を取ったりしないでください。
- ・個人情報を聞き出そうとする不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。



問消費生活センター ☎443-2047